

○身体障害（児）者補装具費の支給に係る利用者負担額及び点字図書の給付に係る自己負担額補助実施要綱

改正 平成14年11月29日

平成15年3月31日

（題名改称）

平成18年9月26日

（題名改称）

平成20年6月27日

平成24年3月30日

平成25年3月29日

平成26年6月30日

平成26年9月29日

（目的）

第1条 この要綱は、身体障害（児）者が補装具を購入し、又は修理したときの利用者負担額及び点字図書の給付を受けたときの自己負担額について補助することにより、身体障害者等の経済的負担の軽減を図り福祉の増進を図ることを目的とする。

（平15年3月31日・平18年9月26日・平24年3月30日・一部改正）

（対象者）

第2条 この要綱により補助を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）が他の市町村の区域内であるものは、対象者としな

- (2) その他特に市長が必要と認めた者

（平18年9月26日・平24年3月30日・平25年3月29日・平26年9月29日・一部改正）

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 法第76条第2項に規定する補装具の交付又は修理に係る基準額から補装具費の額を控除して得た額

(2) 点字図書給付事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による点字図書の給付に係る自己負担額として算出された額の2分の1の額。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、点字図書の給付に係る自己負担額の同一月内の合計金額が別表に定める額に達したときは、当該月における以後の自己負担額は、全額、補助金の対象とする。この場合において、日常生活用具費及び住宅改修費の利用者負担額は、合算して上限管理を行うものとする。

（平18年9月26日・全改、平24年3月30日・平25年3月29日・一部改正）

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、所沢市身体障害（児）者補装具費支給利用者負担額・点字図書給付自己負担額補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（平18年9月26日・全改）

（審査決定）

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに審査の上補助金交付の適否を決定し、所沢市身体障害（児）者補装具費支給利用者負担額・点字図書給付自己負担額補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（平15年3月31日・平18年9月26日・平24年3月30日・一部改正）

（台帳の整備）

第6条 市長は、身体障害（児）者補装具費支給利用者負担額補助金交付台帳（様式第3号）及び点字図書給付自己負担額補助金交付台帳（様式第4号）を備え補助金の交付状況を明確にしておくものとする。

（平15年3月31日・平18年9月26日・一部改正）

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、昭和54年5月1日から施行する。

（身体障害者（児）補装具交付・修理に係る自己負担金に対する補助要綱の廃止）

第2条 身体障害者（児）補装具交付・修理に係る自己負担金に対する補助要綱（昭和54

年)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行前に重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び所沢市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱により給付申請され、かつ平成15年5月30日までに申請された補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に補装具の交付若しくは修理又は日常生活用具の給付を受けた者の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の身体障害(児)者補装具費の支給に係る利用者負担額及び点字図書の給付に係る自己負担額補助実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平18年9月26日・追加、平20年6月27日・平24年3月30日・平25年3月29日・平26年6月30日・平26年9月29日・一部改正）

負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生保	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般	37,200円

注 所得区分は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）第22条第22号の規定により要保護者又は被保護者とみなされる場合を含む。）による。

様式第1号

所沢市身体障害(児)者補装具費支給利用者負担額・点字図書給付自己負担額補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

住 所

氏 名



電 話

身体障害(児)者補装具費の支給に係る利用者負担額及び点字図書の給付に係る自己負担額補助実施要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を次のとおり申請します。

申 請 金 額	円	
補 装 具 名 又 は 点 字 図 書 名		
障 害 ( 児 ) 者	住 所	電 話
	氏 名	年 月 日 生
備 考		

注 業者が発行する領収書又はその写しを添付してください。

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

所沢市長



所沢市身体障害(児)者補装具費支給利用者負担額・点字図書給  
付自己負担額補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定し  
たので通知します。

1 交 付

補助金額 円

補 装 具 名 「 」

点字図書名 「 」

の補助金は依頼のありました口座に振り込みます。

( 振込予定)

2 不交付

理由

様式第3号

身体障害(児)者補装具費支給利用者負担額補助金交付台帳

受付番号	申請年月日	氏名	区分	補装具名	補助金額	支払年月日	備考

様式第4号

点字図書給付自己負担額補助金交付台帳

受付番号	申請年月日	氏名	点字図書名	補助金額	支払年月日	備考



様式第1号

(平18年9月26日・全改、平24年3月30日・平25年3月29日・一部改正)

様式第2号

(平18年9月26日・全改、平25年3月29日・一部改正)

様式第3号

(平18年9月26日・全改)

様式第4号

(平18年9月26日・全改)